

事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 26 日

各 位

山口労働局雇用環境・均等室長

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する
特別措置法に係る周知について（依頼）

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本年9月から10月にかけて実施した「無期転換ルール取組促進キャンペーン」につきまして、周知啓発に御協力いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、平成27年4月に施行された専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法により、無期転換ルールの特例が定められておりますが、無期転換申込権が発生する平成30年4月まで残りわずかとなり、認定を受けるための申請が全国的に増加している状況です。

なお、認定に係る審査には一定期間を要するため、別添のとおり認定申請に係る参考資料を作成しましたので送付いたしますとともに、傘下会員等に対して認定申請に関する周知をお願いいたします。

貴団体におかれましては、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担 当	厚生労働省 山口労働局雇用環境・均等室
	室長補佐 山本
	〒753-8510 山口市中河原町6番16号
	山口地方合同庁舎2号館
	(TEL) 083-995-0390 (FAX) 083-995-0389

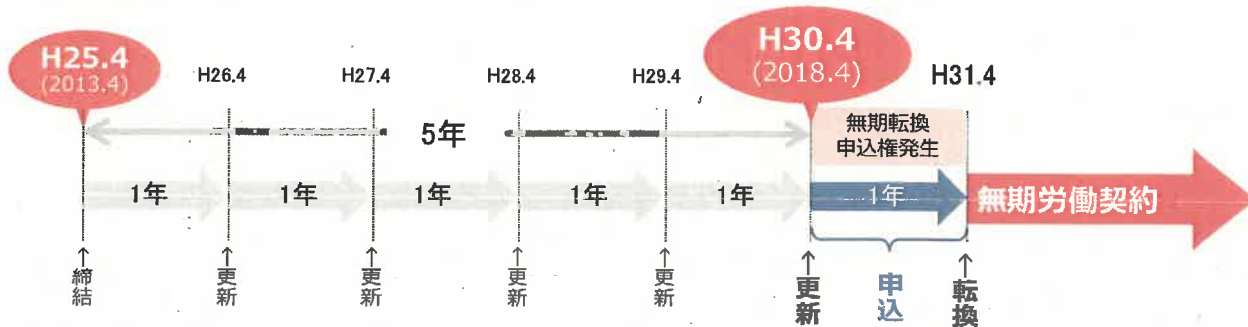


無期転換ルールの特例に関する特例について (第二種計画認定・変更申請)

無期転換ルールとは？

- 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。
- 通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約等）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる労働者

- 原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で5年を超える全ての方。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

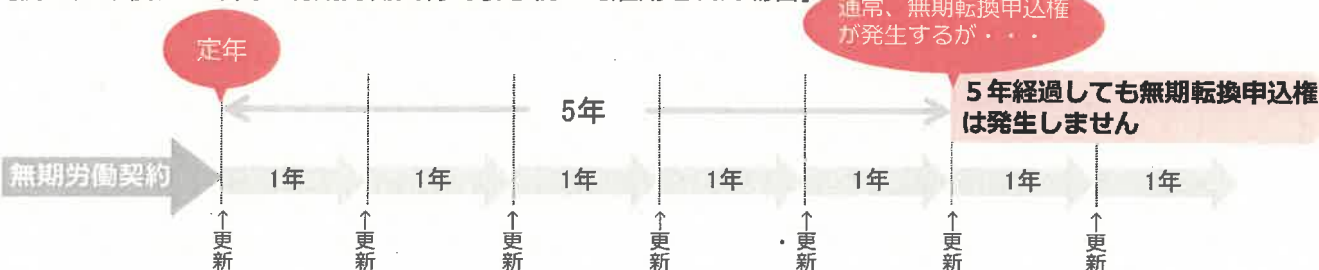
継続雇用の高齢者の特例とは？

- 無期転換ルールの適用により、通常は、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についても無期転換申込権が発生しますが、**有期雇用特別措置法**（※1）により、
 - ・ 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
 - ・ 定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）
 については、**無期転換申込権が発生しない**とする特例が設けられています。
- 特例の適用に当たり、事業主は本社・本店を管轄する都道府県労働局（※2）に認定申請を行う必要があります。

※1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第6条：平成27年4月1日施行

※2 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

【例：定年後、1年間の有期労働契約で引き続いて雇用された場合】



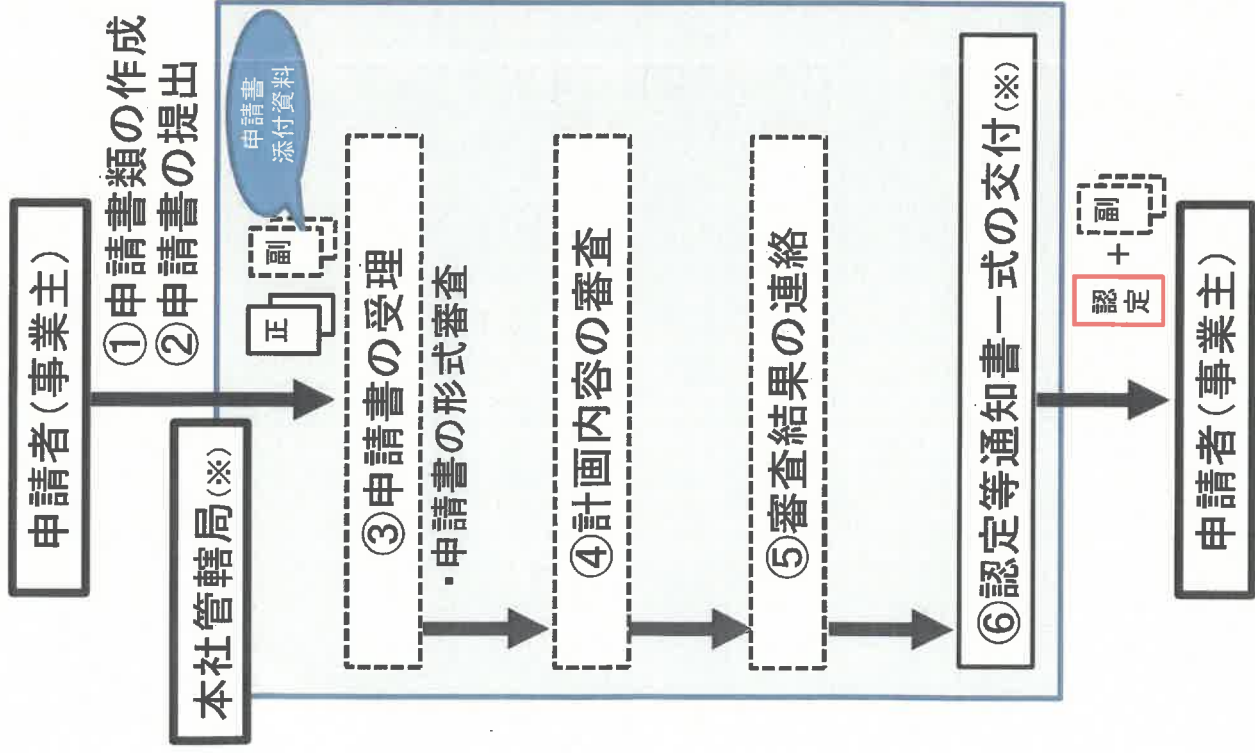
※ 正社員、無期転換ルールにより無期となった社員などすべての無期契約労働者

対象となる労働者

- 定年後、同一事業主に引き続き雇用される有期雇用労働者。
 - ※ 高齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主（いわゆるグループ会社）に定年後引き続き雇用される場合も対象となります。
 - ※ ただし、定年後、グループ会社ではない企業に再就職した場合は特例の対象とならず、通常どおり無期転換ルールが適用されます。

有期特措法に基づく第二種計画認定の流れ

- ①申請書類の作成
 - ・申請は企業単位（事業場、支店ごとではない）。
 - ・申請書は記載例を参考に作成。添付資料は必要最小限でよく、例えば、申請書項目2で「高年齢者雇用推進者の選任」のみを選択した場合、添付資料は高年齢者雇用状況報告書の写し（申請書項目3の定年制に係る☑と内容が一致するもの）のみでも可能。
（提出時チェックリストにより、申請書の記載や添付資料の不備がないか、ご確認ください。）
- ②申請書の提出
 - 【持参する場合】
本社を管轄する労働局雇用環境・均等部（室）へ申請書類一式を提出。
（本社を管轄する監督署でも受け付けています。申請書類は労働局へ回送されます。）
 - 【郵送する場合】
本社を管轄する労働局雇用環境・均等部（室）へ申請書類一式を提出。
（認定等通知書の郵送による交付を希望する場合は、返信用封筒・切手も必要になります）
- ③申請書の受理（形式審査）
 - ・職員が申請書に必要事項が記載されているか、添付資料が十分かを確認し、受理。
（記載内容や添付資料に不備があり、要件を満たしていない場合、返戻されます。）
- ④計画内容の審査
 - （申請内容の問合せや、追加資料の提出依頼がある場合があります。）
- ⑤審査結果の連絡
 - ・労働局から申請者あてに、認定または不認定の連絡。
- ⑥認定等通知書の交付
 - 【手交を希望する場合】
・労働局雇用環境・均等部（室）または監督署における交付予定日を調整し、交付を受ける。
（来庁者は名刺・印鑑をご持参ください。）
 - 【郵送を希望する場合】
・郵送（配達証明等）により、申請者に認定等通知書が交付される。
（認定等通知書一式は再交付できないため、大切に保管してください。）



〔〕労働局における手続き

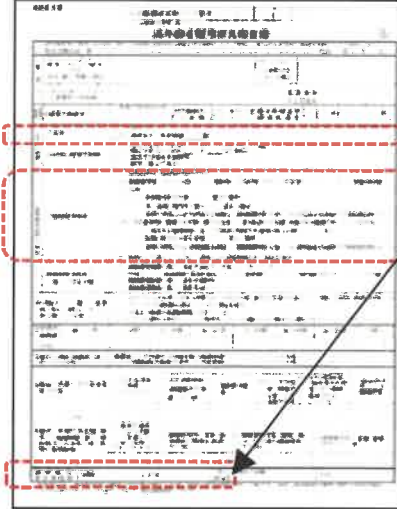
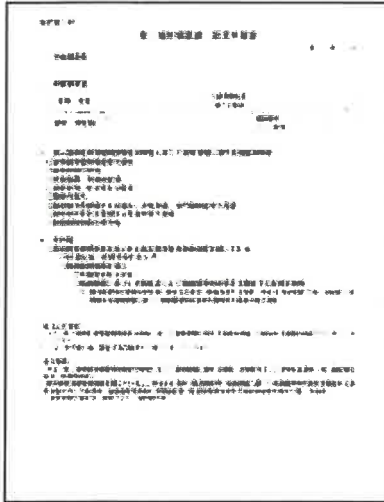
(※) 監督署を通じて申請を行った場合、監督署を通じて認定等通知書の交付がなされます。【H29.11】

有期特措法の第二種計画認定申請において、「高年齢者雇用推進者の選任のみ」を行う場合、添付書類は「高年齢者雇用状況報告書」のみで構いません。

必要最小限でOK

第二種計画認定・変更申請書

高年齢者雇用状況報告書（写し）



ここをチェック！

企業全体の常用労働者が30人以上の事業主に作成・提出義務があります。

「2. 雇用管理に関する措置の内容」の記載内容について

2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

高年齢者雇用推進者の選任

職業訓練の実施

作業施設・方法の改善

健康管理、安全衛生の配慮

職域の拡大

職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備

職務等の要素を重視する賃金制度の整備

勤務時間制度の弾力化

チェック！

(1つ以上の項目でOK)

高年齢者雇用状況報告書

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第22条第1項の規定により、平成 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。

高年齢者雇用推進者	役職	〇〇課長	氏名	〇〇 〇〇	記入担当	〇〇 〇〇	氏名	〇〇 〇〇
-----------	----	------	----	-------	------	-------	----	-------

空欄の場合は選任書（辞令）などを添付

「3. その他」の記載内容について

パターン① 65歳以上への定年を引き上げと定めている場合

3 その他

高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。

65歳以上への定年の引き上げ

継続雇用制度の導入

希望者全員を対象

経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用

必ずチェック！

高年齢者雇用状況報告書

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第22条第1項の規定により、平成 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。

定年制	①定年	<input type="checkbox"/> 定年なし
		<input checked="" type="checkbox"/> 定年あり（定年年齢 65 歳）
		<input type="checkbox"/> 改定予定あり（平成 年 月 日）

65歳以上であればOK

パターン② 継続雇用制度を導入し、希望者全員を再雇用と定めている場合

3 その他

高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。

65歳以上への定年の引き上げ

継続雇用制度の導入

希望者全員を対象

経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用

必ずチェック！

高年齢者雇用状況報告書

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成 年 月 日現在の状況を下記のとおり報告します。

定年制の状況	⑦定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input checked="" type="checkbox"/> ロ 定年あり（定年年齢 60 歳）
	⑧定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり（平成 年 月より 歳） <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり（平成 年 月に廃止） <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし
継続雇用	⑨継続雇用制度	<input checked="" type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている → a 継続雇用先（ <input type="checkbox"/> （イ）自社 <input type="checkbox"/> （ロ）親会社・子会社等（以下「子会社等」という） <input type="checkbox"/> （ハ）関連会社等） → b 対象 → <input checked="" type="checkbox"/> （イ）希望者全員を対象（ 65 歳まで雇用） 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 基準の根拠（ <input type="checkbox"/> （a）労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> （b）労使協定を締結せず就業規則等のみ）

パターン③ 継続雇用制度を導入し、経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定と定めている場合

3 その他

高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。

65歳以上への定年の引き上げ

継続雇用制度の導入

希望者全員を対象

経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用

必ずチェック！

高年齢者雇用状況報告書

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成 年 月 日現在の状況を下記のとおり報告します。

定年制の状況	⑦定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input checked="" type="checkbox"/> ロ 定年あり（定年年齢 60 歳）
	⑧定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり（平成 年 月より 歳） <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり（平成 年 月に廃止） <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし
継続雇用	⑨継続雇用制度	<input checked="" type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている → a 継続雇用先（ <input type="checkbox"/> （イ）自社 <input type="checkbox"/> （ロ）親会社・子会社等（以下「子会社等」という） <input type="checkbox"/> （ハ）関連会社等） → b 対象 → <input checked="" type="checkbox"/> （イ）希望者全員を対象（ 62 歳まで雇用 ※平成31年4月1日以降は、年齢が引き上がります。） 更に基準に該当する者を 65 歳まで雇用 基準の根拠（ <input checked="" type="checkbox"/> （a）労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> （b）労使協定を締結せず就業規則等のみ）

ご不明な点のお問い合わせは 山口労働局 雇用環境・均等室 まで

TEL：083-995-0390

FAX：083-995-0389



第二種計画認定申請書提出時のチェックリスト (高年齢者雇用推進者の選任編)

項目	点検項目
申請書・添付書類等	1 申請事業主
	代表者氏名欄には、代表者の職名、氏名を記載していますか (支店長や人事部長など、代表者以外になっていないかご確認ください)
	代表者氏名欄に押印していますか
	2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容
	「高年齢者雇用推進者の選任」にチェックしていますか
	高年齢者雇用推進者の選任状況がわかる①または②の資料を添付していますか
	①高年齢者雇用状況報告書 (報告書下欄に高年齢者雇用推進者が記載されているもの)
	②選任書や辞令の写しなど、選任していることがわかるもの
	3 その他
	「高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。」にチェックしていますか
	「65歳以上の定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかにチェックしていますか(※1)
	「継続雇用制度の導入」にチェックした場合、「希望者全員を対象」、「経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用」のいずれかにチェックしていますか(※1)
	高年齢者雇用確保措置の内容がわかる①または②の資料を添付していますか
	①高年齢者雇用状況報告書 (高年齢者雇用確保措置の内容とこの定年・継続雇用制度の内容が一致しているもの)
	②高年齢者雇用状況報告書以外の資料
定年・継続雇用制度に関する就業規則等の抜粋を添付していますか	
高年齢者雇用確保措置の内容と添付書類の内容は一致していますか(※2)	
申請書は添付書類も含め、原本と写しの2部準備していますか (写しは認定通知書等の交付時にお返します)	
その他	郵送により、認定等通知書の交付を希望する場合、返信用封筒・切手を必要分付けていますか (例:基本料金●●円+配達証明郵便740円分 など)

(※1)会社の制度によっては、両方にチェックが付く場合があります

(※2)「経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用」をチェックしている場合、就業規則の抜粋等に加え、平成25年3月31日までに締結した労使協定の写しも必要です